第九十条の十二第四項中「又は第九十条の十四第一項」を削り、「令和五年五月一日から令和八年四月三十日までの間（第三号ロに掲げる検査自動車にあつては、令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間）」を「令和八年五月一日から令和十年四月三十日までの間」に改め、同項第一号イ⑵中「百分の八十（令和七年四月三十日までの間は、百分の七十」を「百分の八十五（令和九年四月三十日までの間は、百分の八十」に改め、同号ハを削り、同号ロ⑵中「に百分の九十を乗じて得た数値」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

⑴　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

⑵　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項第二号ロ中「百分の八十（令和七年四月三十日までの間は、百分の七十」を「百分の八十五（令和九年四月三十日までの間は、百分の八十」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　軽油自動車（乗用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

ロ　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五（令和九年四月三十日までの間は、百分の八十）を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第五項中「次の各号」を「同項第四号イ、第五号又は第六号イ」に、「当該各号に定める」を「エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上である」に改め、同項各号を削る。

第九十条の十三中「令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に改め、同条第一号イ及び第二号イ中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

第九十条の十四の見出し中「側方衝突警報装置等」を「衝突被害軽減制動制御装置」に、「貨物自動車」を「乗合自動車」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「貨物自動車」の下に「（被牽引自動車を除く。）」を加え、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの」に、「第一項又は第九十条の十二第二項若しくは」を「第九十条の十二第二項又は」に、「令和八年四月三十日」を「令和十年八月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十一条の三第二項中「学生等」を「学生」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三条第一項において同じ。）を提供させることを含む。）」に改める。

第三条第一項中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。次項及び第三項において単に「電磁的記録提供命令」という。）」に改め、同条第二項中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同条第三項中「よつてする」を「よる」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第九条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

11　第一項の郵便物を輸入する場合における消費税法第八条の二（特定少額資産の譲渡に係る輸入免税）の規定の適用については、同条第二項中「当該課税貨物の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書（同法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告貨物にあつては、同条第一項に規定する特例申告書）」とあるのは、「郵便に関する条約に基づき、差出人が当該課税貨物に貼り付け、又は添付した税関告知書」とする。

第二十六条第一項中「」の規定（同法）を「」に、「の規定を除く」を「を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む）」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の二第一項中「、及び」を「及び」に、「とする」を「と、同条第六項中「社会保険料控除」とあるのは「社会保険料控除（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二の二第一項に規定する保険料に係るものを除く。）」とする」に改める。

第九条第一項中「第十条の三」の下に「から第十条の三の三まで」を加え、「第十三条第四項第二号」を「第十三条第五項第二号」に改める。

第十条の三第一項中「書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、「記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。第五項」を「電磁的記録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。）をいう。以下この条、第十条の三の三」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電磁的記録を保管する者　次のイ又はロに掲げる方法

イ　電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ　電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二　電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。）　同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）